「公の施設に係る受益と負担のあり方」の運用について

経緯

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理・運営費が 超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われている。
- 真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供していくためには、 管理コストの一定割合について、利用者に負担を求める「受益と負担」の原 則に基づいた使用料等の見直しが必要であり、「北九州市公共施設マネジメ ント実行計画」の基本方針に基づき、公の施設の利用料金や減免制度の見直 しを検討してきた。
- 各区での市民説明会での意見、アンケート調査や市民意見募集の結果、市 議会での議論等を踏まえ、「公の施設に係る受益と負担のあり方」を平成 29 年 12 月に策定した。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、この「あり方」に基づき、総務局が所 管する各施設の料金改定案を作成した。
- 平成30年6月議会を目途に条例改正議案を提案したいと考えている。 今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めてまいりたい。

|資料1| 公の施設の受益と負担のあり方の概要

|資料2| 総務局所管分施設の使用料等改定の考え方

|資料3| 総務局所管分施設の使用料改定(案)について

|添付資料 公の施設に係る受益と負担のあり方